平成２６年（フ）第１１６２号
大阪市阿倍野区長池町５番８号サンライズ林401号
債務者　空閑　政典
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１７８号
大阪市西成区南津守２丁目２番２―101号
債務者　森　ひとみ
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１８２号
大阪市城東区今福西５丁目１番16号　アインス蒲生７Ｅ
債務者　吉永　修一
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２０４号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目４番７―602号
債務者　播本　洋三
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２２４号
大阪市東淀川区北江口２丁目２番７―311号
債務者　櫻　くみ子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２７７号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮、前住所大阪市中央区谷町６丁目17番20―706号
債務者　ら―めん処木鶏こと　池田　吉隆
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０号
函館市高盛町27番15号
債務者　鈴木　みか（旧姓藤島）
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９２号
函館市大縄町11番27号
債務者　斉藤　裕子（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９３号
北海道二海郡八雲町富士見町185番地３　マンション保高12号
債務者　森澤　　睦（旧姓簑島）
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２２号
島根県出雲市外園町57番地２
債務者　竹内　祐介
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３５号
千葉県成田市名古屋987番地18
債務者　岩瀬　義徳
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３６号
千葉県成田市名古屋987番地18
債務者　岩瀬寿美子（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４２号
千葉県佐倉市山王１丁目27番地15
債務者　田島　昭夫
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４８号
千葉県成田市三里塚字三里塚96番地、住民票上の住所千葉県成田市宗吾３丁目571番地２
債務者　谷口　昌子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１３号
千葉県富津市湊466番地の４
債務者　木下　和明
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１４号
千葉県富津市湊466番地の４
債務者　木下　和子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第４０号
鹿児島県鹿児島市西坂元町12番25号　プレジャーコートＡ棟203号
債務者　岡野　　操
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６３号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目21番21号　三州アパート102号
債務者　片平エス子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係